

2020年度 放送大学教育振興会助成金公募要項

一般財団法人 放送大学教育振興会は、放送等を利用して教育を行う大学の教育実施に協力するとともに、その普及及び振興に寄与することを目的としており、その目的を達成するための事業の一環として、この助成事業を行っています。

1. 助成の対象事業

下記の事業を対象としています。

- (1) 放送、インターネット等を利用した高等教育に関し、その効果的な教育内容、教育方法、教材、教育システム等に係る研究開発事業
- (2) 放送、インターネット等を利用した高等教育に関し、その国外の教育研究機関等への普及・協力に係る事業及び国際的な交流に係る事業

2. 助成金額等

1件当たり、原則として150万円（年度額）を限度とします。

また、原則として上記1の事業の実施に必要な直接経費に限ります。

※ 但し、所属している機関において、間接経費の計上が、助成事業応募の必須要件とされているなど特別な事情がある場合には予めご連絡願います。

3. 助成期間等

原則として、2020年度末までに完了する事業が助成の対象となります。

特別に必要な認められる場合には、3年間を限度とする複数年次にわたる事業も対象となります。

4. 応募資格者

下記の教育研究職員又は当該教育研究職員により構成されるグループが助成の対象となります。なお、常勤職又は非常勤職の別を問いませんが、非常勤職（事業の代表者以外の分担者である場合は除く。下記6(1)及び(2)において同じ。）である場合には、応募に係る事業に最も密接にかかわる勤務先の所属長の推薦をいただく必要があります。

- (1) 放送大学、放送大学の放送教材・印刷教材を利用して教育を行っている大学その他の教育機関、又はこれらの機関以外のもので通信教育若しくは遠隔教育を実施している教育機関の教育研究職員。
- (2) 上記(1)に掲げる機関以外の大学その他の機関の教育研究職員であって、上記1(1)又は(2)に掲げる事業に従事している者。

5. 応募・選考のスケジュール

応募期間：2020年3月27日（金）～2020年5月15日（金）必着

選考結果の通知：2020年7月下旬

6. 応募方法

(1) 所属機関の経由による申請手続き

この助成事業へのご応募につきましては、応募される教育研究者の所属機関を経由して申請していただくことを原則としていますので、円滑に手続きを進めるため、所属機関のご担当者と事前に十分にご相談くださるようお願いいたします。

非常勤職の場合には、上記4. 本文の「なお書」で述べられている勤務先を所属機関として手続きをして下さい。

グループによる事業の実施を希望される場合には、その代表者の勤務先を所属機関として手続きをして下さい。

(2) 申請書類

① 別紙様式1の「2020年度 放送大学教育振興会助成金交付申請書」により申請して下さい。複数年次にわたる事業の場合も、同申請書により申請して下さい。

② 所属機関におかれましては、その所属する教育研究者により作成された別紙様式1の書類をお取りまとめいただき、別紙様式2の所属長の申請書を添えて、提出して下さい。

また、当該教育研究者が非常勤職の場合には、前記4で述べている所属長の推薦書もご提出下さい（様式は任意です）。

(3) 所属機関による経理

この助成金は所属機関において機関経理していただくことを原則としていますので、ご担当の部署及び氏名等を別紙様式1に記載して下さい。

7. 成果の報告等

(1) 所属機関の経由による報告書の提出

助成金の交付を受けた者は、助成事業の成果を取りまとめた実績報告を別紙様式3の「2020年度 放送大学教育振興会助成金実績報告書」により、所属機関を経由して、2021年5月14日（金）までに提出して下さい。

(2) 助成金の支出に係る領収書等

助成金の使途を証する領収書等につきましては、前記6(3)の所属機関の機関経理のご担当部署において、報告書提出の日から起算して3年間保管して下さい。

なお、助成金の使途が不明で確認が必要である場合には、領収書等の写しを提出していただくことがあります。

(3) 成果の公表に際しての留意

助成事業の成果を論文掲載、学会発表等により公表する場合には、放送大学教育振興会の助成により得られた成果であることを明記して下さい。

8. 事業計画の変更

事業計画（経費使途も含む）の変更は原則として認めません。やむを得ない事由により変更しようとする場合は、事由が発生した時点で、すみやかに計画変更を提出していただき承認を受ける必要があります。

9. 助成金の返還等

助成金の交付を認められた者について、次の各号のいずれかに該当する事情がある場合には、当該助成金の交付決定の取消し、交付の中止、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる旨、予めご承知下さい。

- (1) 虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (2) 助成対象の事業の実施が困難になったとき
- (3) 助成金に未使用金、不適切な使用があるとき
- (4) 前記のほか、助成金の交付決定時においては不明であった事情であって、本助成事業の趣旨に照らし、助成金の交付が不当と認められる事情があることが当財団に設置されている助成金交付選考委員会において認定されたとき

お問合せ・連絡先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-4-1 郵政福祉琴平ビル3階

一般財団法人 放送大学教育振興会 管理部総務理財室

志水 (shimizu@ua-book.or.jp)、飯島 (iijima@ua-book.or.jp)

電話：03-3502-2750 (代) FAX：03-3592-2482

URL：http://www.ua-book.or.jp